

平成21年第1回八千代町議会定例会会議録（第3号）

平成21年3月16日（月曜日）午前9時07分開議

本日の出席議員

議長（9番）	小島 由久君	副議長（5番）	相沢 政信君
1番	大久保弘子君	2番	上野 政男君
3番	中山 勝三君	4番	生井 和巳君
6番	大久保 武君	7番	水垣 正弘君
8番	矢中 召二君	10番	稲葉 常美君
11番	小竹 徳市君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

な し

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	澤木 薫君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	渡辺 常雄君
秘 書 課 長	久保谷六衛君	総 務 課 長	生井 光男君
企画財政課長	風見 好信君	税 務 課 長	瀬崎 始君
町 民 課 長	斉藤 実君	福祉保健課長	関 好太郎君
生活環境課長	関 武芳君	産業振興課長	水垣 進君
都市建設課長	稲村 信義君	上下水道課長	上野 林作君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	草間 和男君	教 育 次 長 兼 学校教育課長	高嶋 保君
公 民 館 長 兼 生涯学習課長	飯島 英男君	給食センター 所 長	生井 勝巳君
総 務 課 参 事	水書 正義君	企画財政課長 補 佐 兼 財 政 係 長	鈴木 忠君

議会事務局の出席者

議会事務局長 猪瀬 誠 補 佐 外山 悦子
主 幹 岩坂 信幸

議長（小島由久君） 引き続きご参集をくださいます、まことにありがとうございます。
す。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第3号）

平成21年3月16日（月）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（小島由久君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意ください。
申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、映画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意ください。

日程第1 一般質問

議長（小島由久君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許します。

初めに、3番、中山勝三君の質問を許します。

3番、中山勝三君。

（3番 中山勝三君登壇）

3番（中山勝三君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

通告の1、地上デジタルテレビ放送についてお伺いをいたします。現代の私たちの日常生活において、テレビからの情報が圧倒的に影響を占めており、ニュースから、娯楽から、教養、教育、経済など、テレビのない社会は考えられなくなっております。平成23年7月に現在のテレビ放送、いわゆるアナログ放送が終了し、地上デジタルテレビ放送にかわるということで、残すところ、あと2年4カ月となりまして、その後には地上デジタルテレビ放送に対応していないテレビは見るができないということでもあります。

そこで、必要なことは、地上デジタル放送用のアンテナの設置や、従来のテレビには専用のチューナーを取りつけないと見られなくなるということでもあります。そうして場合によっては配線などの工事が発生してまいります。当然のことながら、どのぐらいの費用が必要になるかということでありまして、ある電気店で私が調査した範囲では、器具はもちろん値段によって上下、ピンキリでありますけれども、最も安いほうのチューナーですと6,000円ぐらいから、またアンテナにつきましては6万円ぐらいからになるということを知っております。既に新しいテレビにおいては、デジタル用の対応が内蔵されているということであれば、チューナーの必要はないわけですが、アンテナは設置する必要があります。

そういうことで、まずお伺いいたしますのは、1として、庁舎とか、町の公共施設にどれぐらいのテレビが設置されているのか。そして、地上デジタルテレビへの対応について執行部ではどのように検討してきているのか。その際にどれぐらいの費用を見込んでいるのかをお尋ねいたします。

次に、公立小中学校特別支援学校等の地上デジタルテレビの整備に関しては、アンテナ等の工事費について、国からの公立学校施設整備費補助金、安全・安心な学校づくり交付金や地方債措置が予定されているとのことであり、またその他の公立学校や公民館においても地方債措置が予定されているとのことでもあります。八千代町内の町立小中学校にはテレビが何台あって、その対応をどのように検討しているか。そして、経費はどのくらい見込んでいるのかをお伺いいたします。

また、民生分野においての対応としても発生すると思いますが、独居老人や生活保護世帯においての対応、どのような措置をする用意をしているのかをお尋ねいたします。

続きまして、通告2のインターネット光回線についてお伺いをいたします。今やネット社会と言われますけれども、パソコンや携帯電話など、インターネットの普及は目を

みはるばかりであります。情報、通信、販売、流通等々あらゆる分野に及んでおります。個人においては、生活そのものという方も見受けたり、また企業などビジネスにおいても、この役場の庁舎内の事務のところを見ればわかると思いますけれども、職員さん一人一人にパソコンが設置されている、そのようにインターネットのない社会は成り立たないと言えるほどであります。その生命線であるところの通信回線が、従来の I S D N や A D S L などがありますけれども、さらに最もすぐれた容量やスピード、そして安定性という点で期待をされているのが光ファイバーによる回線であります。これこそ高速通信環境と言えます。

では、どのぐらいの回線の容量の違いがあるのかということを知ってみたいところ、ちょっと数字的なものになりますが、I S D N というのでは、最大値で 64 キロ b p s、そこでそれよりもすぐれている A D S L というのに関しましては 50 メガ b p s、これは数字上でいきますと、I S D N より A D S L になると 780 倍の容量があるということです。さらに、その光回線ということになりますと、それに倍する 1,560 倍ということで、単純に数字だけを見ると、そのようになるということです。ですから、光回線になりますと、テレビなどと同じように動画までも、アンテナがなくても見られるということです。

そこで、まず 1 点としまして、県内の各市町村役場は、この町の庁舎も含めまして、県などといばらきブロードバンドネットワークということで、今年も 243 万 8,000 円が計上されているわけですが、これは光回線となっているのかどうかをまず伺いたいします。

さて、隣の下妻市などには、既に広い地域で光回線が設置されており、一般のユーザーにとっても恵まれた環境となっており、そこで私の知り合いでありますけれども、八千代在住の方でもパソコンソフトやインターネットを主力とする会社などは、八千代町は光回線になっていないということで、本当はできれば八千代に設置したいのだけれども、下妻など光回線の使えるところでないとならないということで、やむを得ずそちらに設置しているのだということを聞いております。そういうことで、町内の多くの企業にあっても、今後この光回線というのが待望されるところであります。また、今後町内へ企業を誘致する上からも、この光回線がないということで、条件的には大変不利になると思われます。

現実的にお伺いした例を一つ挙げたいと思います。八千代町内にある、ある企業で、

現在はADSLという容量の大きい回線を使っているのだけれども、このADSLというのは、いわゆる八千代なら八千代の中継基地から近いところは性能が落ちないのだけれども、離れれば、距離が遠くなればなるほど回線スピードが落ちてしまうという、そういう欠点がどうしてもあります。ですから、同じパソコンを使っている、東京の本社であれば画面が1秒ぐらいではっと出るところ、八千代の企業においては、工場の場合は20秒ぐらいたたないと出てこないのだと。それほど大きな差があるのだというふうにお伺いをして、私も改めてびっくりしたわけなのですけれども、そのようなことから、一般へのインターネット用の光回線の早い設置を行政としても要望していくべきであると考えます。執行部の見解をお伺いいたします。

以上の2項目につきまして具体的な答弁を求めて、私の一般質問といたします。

議長（小島由久君） 総務課長。

（総務課長 生井光男君登壇）

総務課長（生井光男君） 3番、中山勝三議員の質問にお答えいたします。

町の公共施設に設置しているテレビ台数は、総台数で22台になります。設置場所につきましては、役場庁舎内に10台、そのうちデジタル対応台数は5台であります。庁舎外ですけれども、中央公民館、図書館、上下水道課等でございますけれども、12台を設置しております。すべてアナログ用のテレビでございます。

次に、地上デジタル放送の対応の検討状況でございますが、平成21年度はデジタル化に移行する準備として、庁舎・体育館を原因とする周辺世帯への電波受信障害の現状を把握すべく、受信障害範囲調査を実施いたします。そして、対象者の方々にデジタル化改修計画を周知したいと考えているところでございます。

費用につきましては、平成21年度に受信障害範囲調査業務委託費として30万円を計上しております。平成22年度には、受信障害対策共同受信施設改修工事費、またデジタル対応テレビの買い換えなどの費用を計上して、定められた、先ほど議員さんからありましたように平成23年7月までには完全移行できるように役場、公共施設については考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（小島由久君） 学校教育課長。

（教育次長兼学校教育課長 高嶋 保君登壇）

教育次長兼学校教育課長（高嶋 保君） 3番、中山議員の一般質問にお答えをいたし

ます。

私への質問は、町内の小中学校の地上デジタル化への対応ということであるかと思えます。この地上デジタル放送につきましては、平成23年7月に完全移行されます。これに伴い、国では地上デジタル放送への移行完了のため、アクションプラン2008として、学校など重要公共施設を早期に進めるよう検討しております。

その対策としまして、平成21年、平成22年の2カ年限定の財政支援が行われます。内容としましては、「安全・安心な学校づくり交付金」事業として、アンテナ等工事に必要な経費の一部が補助されます。また、テレビ及びチューナーの購入費につきましては、補助対象にはなりません。地方債が措置されまして、その元金償還金について地方交付税が措置されます。

本町の小中学校のテレビ設置台数でございますが、小学校5校で89台、中学校2校で33台、合計で122台ということになっております。このテレビのデジタル化につきましては、国の財政支援対象となります。平成22年度までには実施しまして、平成23年度の完全移行に間に合うよう隣接市町村の動向を踏まえながら準備を進めてまいりたいと考えております。

また、デジタル化の費用につきましては、アンテナ工事費及び配線工事費等で約2,000万円、それにテレビの購入費用で約1,500万円、合計で3,500万円程度を見込んでおります。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（小島由久君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 3番、中山勝三議員の一般質問にお答え申し上げます。

ご質問の内容ですが、地上デジタル放送について、独居老人や生活保護世帯への対応措置についての検討状況ということでございますが、東京都千代田区などでは65歳以上の高齢者の世帯を対象に、アンテナ設置やケーブルテレビ加入などの費用として一部助成を始めたところもあるようでございますが、ご質問の独居老人や生活保護世帯への対応措置ということで、当町の状況でございますが、現在のところは検討には入っておりませんが、今後隣接市町の状況や国、県の動向を見きわめながら当町の対応を検討していきたいと考えております。

また、生活保護世帯につきましては、まだ決まってはいませんが、国のほうで地上デジタルチューナーを一家に1台現物給付するか、それ相応の金額を生活保護費の中に含

めて給付するか検討しているようでございます。現在のところは、以上のような状況でございます。

議長（小島由久君） 企画財政課長。

（企画財政課長 風見好信君登壇）

企画財政課長（風見好信君） 中山議員の一般質問にお答えいたします。

ご質問の庁舎関係は光回線になっているかというようなことでございますが、これにつきましては平成15年度に茨城県及び県内全市町村との共同整備事業というようなことで、いばらきブロードバンドネットワークという光回線によります情報通信ネットワーク関係を整備したものでございます。これによりまして、県庁及び県内の市町村役場が光回線により接続されておりまして、八千代町の庁舎におきましても、いばらきブロードバンドネットワークを利用いたしました光回線を使用している状況でございます。

次のご質問でございますが、一般への光回線関係を早急に設置する要望関係でございますが、現在国におきましては、次世代ブロードバンド戦略2010というのを策定いたしまして、2010年度までにブロードバンドの全国整備を推進しているところでございます。参考に申し上げますと、2008年9月末時点での都道府県別の超高速ブロードバンド、光回線関係の整備状況を見てみますと、全国平均で89.5%というような数字になっているところでございますが、茨城県におきましては76.2%というような数字でございまして、全国平均を下回っているような状況でございます。

そこで、八千代町におきましてでございますが、このブロードバンドの利用可能率が約70%というようなことで、非常に低いところでございまして、光回線につきましては、八千代町におきましては、ご質問にもございましたが、未提供の状況にあるところでございます。このような状況の中におきまして、茨城県では市町村、通信事業者及び県を構成メンバーといたしました「ブロードバンド環境整備対策研究会」というのを設置いたしまして、県内ブロードバンドの環境格差の是正に向けた情報交換、また調査・検討などを行っているところでございます。

このような研究会の中で、通信事業者の方の話などを聞いてみますと、採算性の問題から、需要の望めない地区におきましては、対投資効果の望めない地区については、なかなか予算がつかなかったり、後回しになっているというような状況の話を聞いているところでございます。今後光回線などのブロードバンド環境の整備につきましては、通信事業者等の民間主導であることから、今後八千代町におきましても、県と連携を図り

ながら、住民の皆様の需要内容等を把握いたしまして、利活用の促進等を行っていく必要があるというようなことで考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 3番、中山議員の地上デジタル放送についての一般質問にお答えいたしたいと思います。

関係課長から詳細な説明はあったかと思うのですが、電波法に定められた移行期間は平成23年7月24日であります。総務省等の指導に基づきスムーズにデジタル放送に移行できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

そのほか、地上デジタル放送についての独居老人や生活保護世帯への対応措置についてでございますが、国や県の動向を見きわめながら当町の対応を検討してまいりたいと考えております。独居老人等に対しまして支援を行う場合については、所得状況等を勘案しなければならないと考えております。

そのほか、インターネット回線につきましても、庁舎における光回線の使用状況につきましては、担当課長が答弁したとおりであります。県内におけるブロードバンドの整備状況につきましても、ただいま担当課長から答弁のとおりでございますが、この光回線などブロードバンド環境の整備につきましては、通信事業者等の民間主導であることから、八千代町としても県と連携を図りながら、住民の皆様の需要内容の把握や利活用の促進等を行い、今後通信事業者に対しても積極的に整備を行うよう働きかけ、ブロードバンド環境格差の是正に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上であります。

議長（小島由久君） 再質問ありますか。

3番、中山勝三君。

（3番 中山勝三君登壇）

3番（中山勝三君） ただいま私の質問に対しまして、執行部から具体的にそれぞれ答弁をいただきました。地上デジタルテレビ放送の移行ということは国の政策でもあります。そういうことで、各省、県と連携を取り合っているということでいただきましたけれども、例えば公民館についても、国からの措置ということで、起債が認められるというようなことも、今の時点では出ているということで、その他の公共施設につきましても、

そういうものをできるだけ利用して取り組んでいただきたいというふうに考えております。

また、2項目めの光回線についてでございます。これも民間企業ということで、採算に合わないものは、なかなか進まないというのが、確かにこれは現状でございますけれども、例えば八千代町の中の職員さんが庁舎で仕事をしていて、本当に便利さというのは、改めて痛感するというのではなくて、それが当たり前になってきているわけだと思います。しかしながら、現実一般の企業においてとか、一般のユーザーにおいては、本当に不自由さというものがあります。そういうことで、この光回線につきましても、どうぞ前向きに取り組んでいていただきたいことを要望、お願いいたしまして、質問を終わります。

議長（小島由久君） 以上で3番、中山勝三君の質問を終わります。

次に、1番、大久保弘子君の質問を許します。

1番、大久保弘子君。

（1番 大久保弘子君登壇）

1番（大久保弘子君） それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、妊婦健診の14回までの助成拡充をということで、質問させていただきたいと思います。妊婦健診につきましては、昨年12月議会でも質問をしましたけれども、妊婦が費用の心配をせずに必要な回数の健診が受けられるよう多くの国民が要望してきました。政府が子育て支援策として発表した妊婦健診の14回までの無料化については切実な国民の要求を反映したものだと思います。現行の公費負担は、全国で5.5回分になっており、その後全国でも14回までの無料化拡充が行われておりますけれども、当町におきましては、現在5回までの助成が実施されております。下妻市、筑西市、常総市など、近隣市では14回までの実施を決めました。当町におきましても14回までの助成が予算化されているようですが、その実施時期はいつからになるのか、お聞きいたします。

2番目に、「消費生活センター」の開設についてお伺いいたします。近年、消費生活に関する問題やトラブルなどが増加しています。振り込め詐欺や電話勧誘、訪問販売などの悪質商法、あるいは多重債務などで苦しんでいる消費者が気軽に身近なところで相談でき、早期解決に向けた窓口が望まれております。県内の相談受け付け数は、平成19年度3万371件で、市町村窓口における受け付け率は50.3%になっております。当町の県消費生活センターへの相談件数は148件と県内の町村の受け付け数に比較すると多い方

です。県内のほとんどの市町村ではセンター、あるいは窓口が設置されており、消費生活相談窓口もセンターもないのは当町ほか2町のみになっております。下妻市、常総市、桜川市、大洗町なども平成21年度からセンターの設置を予定しております。当町におかれましても、センターの設置と相談員の適切な配置を求めるものですが、いかがでしょうか。

3番目に、暮らし、雇用、経営を守る緊急対策について質問いたします。景気、雇用情勢が急激に悪化し、雇用調整による派遣切りや期間工切りが大きな社会問題になっております。昨年暮れには突然の解雇に、住む家も食べ物もなくなり、路頭に迷う人々が続出し、派遣村に500人ももの失業者が集まったということで、マスコミでも大きく取り上げられました。厚労省の調査によりますと、年度末には15万8,000人の非正規労働者が職を失うだろうと見ています。派遣請負の業界団体は約40万人と推定しており、失業者があふれる状況が予想されています。当町におきましても、幾つかの企業から派遣社員やパート労働者を解雇していると聞きます。派遣で勤めている、ある母子家庭のお母さんは、以前は週休2日で残業も少しあった。今は週3日休みで残業もなく、いつ解雇になるかわからないと言っておりました。ある若者は、今月は何とか大丈夫だったが、来月はわからないと言っておりました。あすの安心が得られない状況が町内でも広がっています。

そこで、私どもは2月16日に、暮らし、雇用、経営を守るための緊急要望書を町に提出しました。特に暮らし、雇用、経営を守る緊急対策本部を設置するとともに、総合的な相談窓口を開くこと、生活保護などセーフティネットの活用、融資保証、小口生活資金融資などの相談に積極的に応じることなど6項目の施策を早急に策定し、直ちに町民に知らせ、利用できるにすることなど要望いたしました。その後どのような対応をとっていただいたか、お聞きいたします。また、町としての新たな雇用対策は考えているのか、お聞きいたします。

4番目に、農業の現状と対策についてお伺いいたします。世界的な食糧危機が叫ばれている中、日本の食料と農業は、今新たに深刻な危機に直面しています。自給率の低下、耕作放棄地の増大、高齢化など、当町でも大きな問題になっております。私は、この間、酪農家、畜産農家、麦作農家、畑作農家など多くの農家を訪問し、懇談しました。人間の生命線である大事な食べ物、よその国に委ねている食料戦争が始まれば日本はもたない。穀物なんか10年ともたない。白菜1箱500円、経費も500円かかるのだ。よいときも

あるが、ほんのいつとき、10年に1回だよ。経営安定対策というが、つくってもつくっても農家に入るお金は変わらない。経費が収入より大きくなるなど、どこへ行っても切実な話になります。10年後には、ほんの一部の農家しかいなくなるのではないかという危機感が募っています。何ととっても農業者の一番の願いは、農業を続けられる価格保証、所得保障です。農業者の切実な声を町として真剣に受けとめ、町独自でできる最大限の施策を講じるべきではないでしょうか。

そこで、昨年9月議会でも取り上げましたが、その後どのような対策がとられたのか、お伺いいたします。

1つ目に、遊休農地の活用は具体的にどう計画されているのか。

2つ目に、新規就農者に対する支援策はどう計画されているのか。

3つ目に、有機農法の普及について町の支援策はどのようになっているか。どういう施策がとられたか。

4つ目に、露地野菜経営の安定化として新規品目の導入、パイプハウスなどの施設化、多品目経営などへの構造改革を確立し、地域への普及を図るとしておりましたけれども、具体的にはどのような計画がなされているのか、お聞きいたします。

さらに、5つ目、飼料や肥料、資材の高値どまりで農家は赤字経営に追い込まれています。国、県の緊急支援対策に併せて対応を図るとの9月議会での答弁をいただいておりますが、具体的にどのような対策がとられたのか、お伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（小島由久君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 関 好太郎君登壇）

福祉保健課長（関 好太郎君） 1番、大久保弘子議員の一般質問にお答え申し上げます。

ご質問内容ですが、妊婦健診について14回までの助成拡充をとということでございます。大久保弘子議員がおっしゃるとおり、現在妊婦健診の助成は5回ほど予算を計上して実施しておりますが、国において望ましい回数とされる14回分の健診を受けられるよう、この平成21年度当初予算に計上してありますので、今議会で議決をいただければ、4月健診より実施可能となります。

以上です。

議長（小島由久君） 産業振興課長。

(産業振興課長 水垣 進君登壇)

産業振興課長(水垣 進君) 1 番、大久保弘子議員の一般質問にお答えします。

初めに、消費生活センターの開設と消費生活相談員の配置についてであります。経済と技術の発展によりまして、大量生産・大量販売が可能になり、私たちの消費生活は飛躍的に豊かになりました。しかし、その反面、商品が高度多様化し、消費者の商品選択の幅が広がる中で、誇大広告や不当表示、欠陥商品など消費生活に関するさまざまな問題が発生しました。また、近年は経済社会の変化に伴う消費トラブルの変化と同時に消費トラブルも複雑多様化しております。

こうした情勢に対応するため、県では茨城県消費生活センターを初め、鉾田、土浦、取手、筑西合同庁舎に分室を設置し、苦情相談に対応しています。県消費者センターでは、各月に「暮らしの情報誌 ゆうゆう」を、筑西分室では「相談の窓」等のパンフレットを作成しております。町に郵送されたパンフレットは町内各戸に配布し、トラブル防止のPRを図っている状況です。そういった効果によりまして、県全体の消費生活相談件数は平成16年度を境に減少しています。

消費生活センターの開設ということですが、町における相談件数というのは1年に数件ということ、また消費生活相談員は独立行政法人国民生活センター理事長が認定し、資格を授与されたものでありまして、いわば専門職でありますので、現状をかんがえますと、当面は産業振興課が窓口となって相談受け付け、内容によっては筑西分室の消費生活センターへつなぐといった方向で対応してまいりたいと思います。

次に、暮らし、雇用、経営を守る対策本部の設置の件であります。現在のところ、リストラなど雇用関係の相談に関しましては、産業振興課窓口への相談はない状況ですが、今後も雇用の動向を注視しながら必要な対策は講じていきたいと思っております。

次に、町内の企業や業者の雇用状況について把握し、雇用を守る件でありますけれども、町内事業所で30人以上が勤務する18社を対象に雇用状況調査を実施いたしました。調査内容については、平成21年1月31日現在、回収率は100%でございます。まず、業種についてでございますけれども、製造業が16社、自動車部品が1社、食鳥処理解体業が1社です。従業員は男1,053人、女463人、合計1,516人です。このうち派遣従業員・期間従業員・パート・アルバイト等の非正規従業員の合計が336人で、うち65人が町内居住者です。これら非正規従業員に対し6社は解雇する・あるいは契約更新はしない予定で、対象者は30人、うち町内在住者は4人です。非正規従業員を解雇した場合、その

会社で確保している従業員寮から退去を求めるという企業は2社で、対象は4人と比較的少ない状況です。非正規従業員を解雇または契約を更新しない場合、6社では補償金の支払いはしない状況です。以上が調査結果の内容です。以上のような結果を踏まえまして、また今後も町内雇用情勢の情報収集を図りまして、関係機関との連携のもと対処していきたいと思っております。

次に、セーフティネット融資保証・自治金融などの相談関係についてであります。セーフティネット、いわゆる原材料価格高騰対応等緊急保証制度についての町の認定についてであります。平成19年度認定件数は14件、平成20年度、これは平成21年2月末現在の数字でございますけれども、92件と大幅に増加しています。これは原材料価格が高騰した昨年10月31日から対象業種が185種から760種に拡大されたことと、売上高の減少率が5%から3%に緩和されたことによるものです。また、自治金融につきましては、平成19年度は40件、平成20年度は23件の申請認定がありました。また、毎月金融審査会を開催し、町内の中小企業が設備投資や運転資金等に活用できるよう中小企業の支援を積極的に実施しております。

次に、雇用の施策等について周知することについてであります。さきに申し上げましたとおり、相談となると人により資金繰り、あるいは経営、就職、法律相談、心のケア等さまざまな相談に対応しなければならないと思います。茨城県では、特別相談窓口を開設しておりますので、それらを有効に活用していただきたいと思います。設置一覧表については、3月1日の使送で町内に回覧していただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。今後にも必要な情報は速やかに町民に周知してまいります。

次に、農業の現状と対策についてであります。まず1つ目に、基幹産業として位置づける農業を活性化させるための施策を具体的にということでございます。ご承知のとおり、八千代町は恵まれた自然的、社会的条件を生かし、県内でも有数の農業の町として着実に発展してきましたが、近年の消費者ニーズや流通形態の多様化など社会構造の変化に加え、輸入農産物の増大による価格低迷、担い手不足や高齢化の進展により耕地利用率が低下し、農業産出額も減少傾向にあります。さらに、昨今のアメリカのサブプライムローンや原油高騰に端を発した世界的な景気低迷の影響を受け、消費の減退、農業資材の高騰等農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっております。しかしながら、本町の基幹産業であります農業を守るため、厳しい財政状況であります。なお一層農業活性化のため努力を重ねていく考えでございます。活力と将来性に満ちた農業の振興を

図るためには、安定した経営体制の確立や安全な農産物の普及に努める必要があります。そのためには、例えば町内でできた新鮮、安全な野菜等を学校給食の食材として使用するなど地産地消を推進したり、経営体制の強化策として認定農業者等の支援の充実を図り、担い手農家の育成や後継者の確保に努めております。さらに、限られた財源の中、国、県の補助事業等を計画的、効率的に導入して、各農業関係機関が相互に連携、協力して、農業の振興を図っております。

次に、遊休農地の活用は具体的にどう計画されているのかの件でございますけれども、農林水産省が平成19年に取りまとめた「農地政策の展開方向について」において、耕作放棄地対策について早急に着手することとされたところでございます。これを踏まえて、平成20年度から新たに耕作放棄地の全体調査を実施し、農作物の共済加入農地、生産調整に係る不耕作地、土地改良通年施行対象地、採草放牧地を対象外として、耕作放棄地の場所を1筆ごとに確認しております。この全体調査における耕作放棄地面積は9万2,512平米であります。今後の推進方策は、耕作放棄地の再生・利用に向けた体制の整備として、地域耕作放棄地対策協議会を組織し、協議会が次のような活動を推進することになります。1つとして、耕作放棄地の荒廃状況の詳細調査や再生実証試験、2つとして、耕作放棄地再生利用のための検討会の開催、制度・施策等の啓発・普及、農地利用調整活動、3つとして、地域耕作放棄地再生利用実施計画の策定でございます。大字単位等個々の地区における再生利用に向けた取り組みの内容及び主体、再生利用者、利用権設定等の予定、導入作物の候補・選定方針等の計画策定を行います。再生利用実施計画策定後に耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取り組みや必要な施設整備については、国の平成21年度からの予算に「耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金」が措置されることとなりますので、この交付金の活用なども図りながら遊休農地の解消について、農業者を初め行政機関、農業団体等の関係者が一体となり、取り組んでまいります。

次に、新規就農者に対する支援策は計画されているのかというふうな件でございますけれども、茨城県では、農業を始めたい方のために「茨城県新規就農相談センター」として、財団法人茨城県農林公社に専任の就農相談員が、県内で就農を希望する方の相談を受け付けております。また、就農コーディネーターが円滑な就農を支援する体制になっています。農業につきたいと考える方が農業を学ぶ研修としては、いばらき営農塾が開講されています。さらに、県の就農計画認定を受けると、次のようなメリットがござ

います。まず、1つ目として、就農のための研修や準備に活用できる無利子の「就農支援金」を借りることができます。2つ目として、就農を希望する青年に対して研修を受け入れる農業者に月額8万円以内を助成する「ニューファーマー育成事業」を活用して研修を受けることができます。それから、3つ目として、就農計画の実現に向けて、県の技術経営指導を受けることができます。地域への受け入れ支援としては、「地域就農支援協議会」が、地域の農業者を初め市町村、農業委員会、JA、普及センター職員が構成員となり、地域ぐるみで新規就農希望者に対して定着のための継続的な支援を進めるために各地域農業改良普及センター単位に設置されております。

次に、有機農法の普及について町の支援策はの件でございます。有機農法とは、基本的に農薬や化学肥料、除草剤等を使わずに有機質の肥料を使って農作物を栽培する方法であります。先般の中国冷凍ギョーザに端を発した農薬異物混入事件や産地偽装等により、食の安心・安全に対する消費者の関心は、ますます強くなっております。しかしながら、完全に無農薬、無化学肥料で農業生産を継続実施していくには難しい面があります。国においては、有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドラインにより、「有機農産物」「特別栽培農産物」の表示について基準を定めております。さらに、地球環境に配慮したエコファーマー認定制度の普及に努めております。エコファーマーは、堆肥利用による土づくり、化学肥料の低減、化学合成農薬低減の3つの技術を導入し、知事の認定を受けるものであります。エコファーマーになると、農業改良資金や課税の特例を受けることができ、町としましても関係機関一体となって推進しております。本町では、平成20年9月末現在で187名が認定されております。また、特別栽培農産物については、農薬や化学肥料を慣行の50%以上削減して生産された農産物で、県が認証する制度であります。この制度によって認証された特別栽培農産物は、消費者の信頼を高めるとともに、有利販売につなげることができ、推進しております。本町においても年々増加し、平成20年度は米、野菜、果実で24件認証されました。今後も、安心・安全を求める消費者ニーズにこたえて、有利販売につなげ、農家所得の向上を目指して普及拡大していく考えでございます。

次に、新規品目の導入、パイプハウスの施設化、多品目経営の構造改革の確立地域への普及を図るとしているが、具体的な計画はというふうな件でございますけれども、八千代町の農業は、園芸部門が農業産出額の70%以上を占め、本町農業の根幹をなしております。特に野菜の産出額の増減が本町農業を左右すると言えます。従来、露地メロン、

秋冬白菜という固定的な作付体系を継続してきた結果、連作障害・地力の低下が見られ、キャベツ・レタス・ネギ等の葉茎菜類の生産がふえてきました。さらに、パイプハウスを利用した多品目栽培の傾向にあります。また、野菜については、生産の安定化・高度化対策、流通の多様化への対応、有利販売等産地維持を図る上で解決すべき課題を抱えております。このため、生産の安定化・高度化対策としてパイプハウスなど施設化の促進、多様な作型の普及等による周年出荷体制の確立を進めるとともに、先端技術や機械化一貫体系を積極的に導入し、高品質・高生産性野菜産地を目指し、県の補助事業等の効率的導入により振興しております。また、これまでは「作れば売れる」という意識が先行し、消費者サイドを見据えた生産意識が立ちあがってくる傾向にありました。しかしながら、最近の消費者志向の多様化に伴い、消費者ニーズに対応した商品づくりを進め、「喜んで買って食べてもらえるものづくり」に転換していく必要があります。そのため、新品目を導入した多品目野菜生産営農の確立を推進しております。平成17年度から県の補助事業を活用し、モデル的にカブ、カリフラワーの試作に取り組み、その後加工トマト、ショウガ、ニラ、ピーマンなど新規品目が次々に導入されております。今後全町的に普及拡大し、高収益・安定収益を確保した営農の実現に向けて努めてまいります。

次に、肥料、資材、飼料などの高騰に対する緊急対策についてでございます。農業分野における原油・肥料・飼料価格高騰対策は、平成20年度第1次補正予算として、省エネなどの構造転換対策、燃料費や肥料費の増加分に着目した支援、効率的な施肥体系の導入、安定的な飼料供給の確保対策が一体的に講じられました。その中で、肥料費の増加分に着目した支援である肥料費の緊急支援は、化学肥料の使用量を2割以上低減する農業者グループに対して、肥料費の増加分の7割の助成を行うものです。平成20年7月から平成21年6月に購入し、期間中に使用した肥料が助成対象になります。JAや肥料販売業者等が申請書を取りまとめ、平成21年1月30日までに県水田農業交付金運営協会への申請を行っております。助成金は平成21年3月ごろに概算払いされる予定となっております。省エネ農業機械等の導入支援は、原油価格高騰緊急整備対策事業として、補正予算にも計上しましたように穀物遠赤外線乾燥機の導入支援が受けられることになりました。飼料価格高騰に対応した飼料供給体制の強化として、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和する配合飼料価格安定制度の中で、通常補填では対処できない異常な価格高騰に対応する「異常補てん」財源の積み増しが行われております。また、畜産経営に対する飼料購入資金の融通を行う融資機関に対して利子補給を行う家畜飼料

特別支援資金融通事業も行われております。

以上でございます。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 1 番、大久保弘子議員の一般質問にお答えします。

関係課長から詳細に説明あったと思うのですが、初めに消費生活センターの開設と消費生活相談員の配置についてであります。隣接市では、市部では既に設置、あるいは設置する状況であります。当町においても状況に応じて検討してまいりたいと考えております。

次に、先般要望のあった事項につきましては、国、県、商工会等関係機関と連携を密にして適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、農業の現状と対策についてであります。近年、農業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進展、遊休農地の増大など多くの課題を抱えております。さらに、アメリカのサブプライムローンに端を発した世界的な景気低迷により、国内では100年に1度の大不況の中にあり、先が見えない状況であります。国では、平成20年度第1次、第2次補正予算を組み、さらには平成21年度当初予算を早急に成立させて、この不況の打破を目指しております。農業行政につきましては、日々変化を遂げており、その変化に対応した新しい対策が必要とされております。このような状況を踏まえ、本町におきましても厳しい財政状況にありますが、基幹産業が農業でありますので、生産者、農業関係機関、行政が連携を深め、安定した農業経営、自然環境保全型農業の推進に努め、首都圏の農産物供給基地としての地位の確立を図りつつ、農業の振興に努めていきたいと考えております。そのためには、国、県の補助事業等を効率的に活用しながら、農家の皆さんが明るい希望を持って農業生産に打ち込めるよう農業振興に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、妊婦健診の14回の回数等におきましては、あした議決を予定されております平成21年度一般会計予算に織り込んでおります。農業施策も織り込んでおります。また、暮らし、雇用対策も織り込んでおりますので、大久保弘子議員には賛成を伏してお願い申し上げたいと思います。

議長（小島由久君） 再質問ありますか。

1 番、大久保弘子君。

(1 番 大久保弘子君登壇)

1 番 (大久保弘子君) ただいま議長の許可をいただきましたので、再質問させていただきます。

初めに、妊婦健診のことですけれども、前回 5 回まで助成が拡充され、初診時は 1 万円、2 回目からは 5,000 円ということでしたけれども、今回 6 回から 14 回の助成額は幾らになるのか。また、国庫補助は 2010 年までということですが、その後は自治体が責任を持つ形になるのか、お伺いいたします。

それから、農業のことですけれども、先ほどご答弁をいただきましたが、飼料や肥料の高騰対策ですけれども、対象者が限定されております。それで、今農家の方は本当に肥料や飼料の高騰で経営が危機状態にありますので、この間、平成 20 年度の補正予算の農業振興費及び園芸振興費などは 600 万円近い予算がマイナスになっておりますし、平成 21 年度の農業振興費や園芸振興費なども削減になっております。肥料や飼料、資材などの高値どまりで苦しんでいる農家のために、どの農家にも助成していただけるように、もっと予算をふやして、町独自の支援策を考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上で再質問を終わります。

議長 (小島由久君) 福祉保健課長。

(福祉保健課長 関 好太郎君登壇)

福祉保健課長 (関 好太郎君) 大久保弘子議員の再質問にお答え申し上げます。

妊婦健診の公費の助成額ですけれども、5 回まで実施していた段階では 5,000 円を最大限にして助成というふうな一定額であったわけですが、14 回になりますと、その回数に応じて助成額が変わってまいります。ちなみに第 1 回目ですと 1 万 5,500 円、2 回目、3 回目が 5,000 円、4 回目が 8,500 円、5 回目から 7 回目までが 5,000 円、8 回目が 9,500 円、9 回目が 5,000 円、10 回目が 8,000 円、11 回目が 5,000 円、12 回目が 8,500 円、13 回と 14 回が 5,000 円の助成という形になります。

それと、国の助成が平成 22 年度までということで、平成 23 年度からにつきましては、この回数を減らすというわけにはいきませんので、それについては町で見ていく形になるかと思えます。

以上です。

議長 (小島由久君) 産業振興課長。

(産業振興課長 水垣 進君登壇)

産業振興課長(水垣 進君) ただいまの大久保弘子議員の再質問にお答え申し上げます。

予算的には最終的に減額補正というふうな形でやってございますけれども、これにつきましては当然補助事業ですので、要望の取りまとめをして、その結果、実施しているというふうなことでございます。県のほうも当町と同じでございまして、財政状況も同じように非常に厳しくなってきたというふうなこともありまして、若干予算枠も少なくなっていると、こういうふうな状況でございます。県補助事業ですと、一般的には3分の1補助、あるいは4分の1補助というふうなことで、基本的には町の上乗せはしてございません。それから、国ですと2分の1ということになりますけれども、個々で補助事業を実施するというわけにはまいりませんので、農業者団体というふうなことが対象となつてまいります。また、さらに現在は認定農業者というふうな要件もございまして、その要件に合った方で、補助要望していただき、それを取りまとめ、県につなぐ、あるいは県を通じて国につなぐと、こういうふうなことでやっております。これからいろいろとまだ要望が出てくると思いますが、適切に対応してまいりたいと、こういうふうに思っております。

議長(小島由久君) 再々質問ありますか。

1番、大久保弘子君。

(1番 大久保弘子君登壇)

1番(大久保弘子君) ただいまご答弁をいただきましたけれども、妊婦健診について、先ほどご答弁をいただきました。町長にお伺いします。

この妊婦健診について、先ほどのような自治体に期限つきで負担を押しつける、この国の方針について町長はどのようにお考えでいるのか、お伺いします。

それから、農業の現状のことですけれども、産業振興課長からご答弁いただきましたが、今認定農家以外の農家もたくさんあるわけです。中小農家がほとんどではないでしょうか。そういう農家に対して、今のご答弁では何の施策もされない、そういうような受けとめ方をしたのですけれども、今本当に農家が危機状態、これからやっていけないというような状況にある農家がふえているわけですから、予算を削減するばかりでなく、そういうところもよく考えていただきたいと思います。

議長(小島由久君) 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 大久保弘子議員の質問にお答えします。

国の認定制度は、優良農家の育成ということで、一定規模以上のところは町で認定し、さらにいろいろな助成制度がございます。全部の農家に補助くれるといっても、ただいま補正予算で600万円減額してしまって、600万円全部農家の補助事業に、油とか、そういう意味のことを言っていると思うのですが、全部の農家を対象にして補助をくれるというのは、なかなか難しい問題でありまして、八千代の農業等におきましても、農協の園芸部の今年の売り上げが計画対比110%ということで、40億円ぐらい売り上げがある。一般農家の園芸をやっている人も、やはりそれなりに売り上げが伸びたということで、大久保弘子議員さん、農業問題等については詳しいようでございますが、チラシ等を見まして、麦がキロ2円では食っていけないとかと申しましたが、キロ2円もらっている農家は、膨大な助成金を国からいただいて、町を経由しなくて、直接農家に。麦はキロ2円でございますが、WTOの問題等におきましても、外国との差ということで、膨大な助成金をもらっておりますので、そんなに心配した状況ではないかと私は伺っております。党の方針でございまして、いろいろ要望等も来ておりますが、党の方針で決定したもので、八千代町独自の農業施策もやっておりますし、ほかに給付はできませんが、そういう関係で予算等もやっておる。また認定農家が250名、売り上げ1億円以上の方も何人かおるような、こういう制度でございます。国の押しつけもありますが、やはり優良農家を育成していくというのが、町のあれでございまして、今後とも町の基幹産業として、小さい農家も育成しなくてはならないことでございますが、大きな農家を育成するのが、町としても、これから自給率の向上のためには大切かと考えております。

以上でございます。

議長(小島由久君) 再々質問が終わりましたので、以上で1番、大久保弘子君の質問を終わります。

次に、13番、大久保敏夫君の質問を許します。

13番、大久保敏夫君。

(「議長、休憩」と呼ぶ者あり)

議長(小島由久君) では、暫時休憩いたします。

(午前10時28分)

議長（小島由久君） 休憩前に戻り議会を再開いたします。

（午前 10 時 45 分）

議長（小島由久君） 次に、13番、大久保敏夫君の質問を許します。

13番、大久保敏夫君。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告による一般質問をさせていただきます。

私のほうから通告させていただきました案件につきましては、お手元にあるかと思いますが、3つのことについて、一般会計等の問題、霞ヶ浦用水事業の問題、それからクラインガルテン八千代の問題について随時質問させていただいて、またその答弁等の中身について再質問等が生じたときは改めてやらせていただくと、このような形でお願いをしたいと思います。

議会においても一般会計、特別会計等も含めまして、八千代町の2万3,330人を超える人たちの生活を支える平成21年度の予算が案ず通ろうとしているわけですが、そういう中におきまして、一般会計等の予算において、本年度の64億9,800万円という数字は、昨年度からいきますと2億1,300万円ふえた形で今回予算が計上され、各委員会において審議をされているわけでございます。そういう中にありまして、執行部におきましては、この一般会計予算、あるいはまた特別会計予算も含めまして、計上する一つの積算基礎というものが、当然そこに何らかの理由と根拠を持って計上したものであらうと、このように思います。一般会計等のことについて、今回あえてお聞きしたいわけでございますけれども、一般会計等の予算については、当然今予算書上においては当初予算64億9,800万円で組むのだと、こういうふうに組んでみますと、平成20年度の最終補正等からいきますと、70億円を超える数年まで上り詰めた、これは当然先般の地域活性化、あるいはまた生活対策等の補正予算等が約六、七億円のお金が入り込んできましたから、そこまで膨らんだというのは、これはやむを得ない事情であらうと、こう思います。

しかし、当町においては、どこでも持ち得る手法でありましょうけれども、繰出金、あるいはまた繰入金等において、財政調整基金や各種基金の中で予算をある程度やりくりしながら数字はできるであらうと、こういうふうに思いますけれども、今回の64億9,800万円の数字というものが、今年度の3月31日で締められ、なおかつ補正までいき

ますと、5月31日までの、いわば領収書等が生じたのは認める形で締めるわけですが、今回私が質問したいことは、昨年度と今年度計上した一般会計予算の中で、どのような形で積算基礎がつけられて、なおかつ昨年度との違い等が、大きな相違点はどこにあるのか、その辺お聞きできればありがたいと。このように考えておりますので、その点について、まず企画財政課長のほうから、この骨子等についてお話をいただければありがたいと、このように思うわけであります。

続いて、霞ヶ浦用水事業について。この霞ヶ浦用水におきましては、長年水を欲しが
る地域の中で、大きな夢物語として発想したものが、あの霞ヶ浦の水をくみ上げて、そ
して筑波山の上に上げて、筑波山の上から自然落下で各地域に散っていくのだと。こ
ういう中で受益地、八千代町を含めた県西地域を含めますと、20市町村を超える中で、八
千代では新井の調整池、あるいはまた三和、今は古河になりましたけれども、東山田の
調整池にこの水が潜って入っていきまして、それを農業用水、工業用水、水道用水と。
前宮本町政時代に着手したときからいきますと、この霞ヶ浦用水の水は、八千代町の農
業者のための水と、そういう意味合いを強くして、生活関連等の中における工業用水と
しては、八千代町はゼロリットル、1立方メートルも権利は持ち合わせていないわけで
ありまして、また水道用水についても、そんなに重きを置いていかない状況下にあった
わけですが、現状においては、八千代町においては、多分に農業用水、20市町村前後の
霞ヶ浦用水受益市町村の中では最大の面積を誇っているのではないかと、このように思
いますので、私の記憶違いでなければ、その辺について。また、水道用水についても含
めまして、今八千代町においては水道用の井戸が4本ですか、あるわけですが、この井
戸に頼る比重と霞ヶ浦用水をくみ上げた水との比率等もお聞かせをいただければありが
たいと、このように思うわけでございます。

そしてまた、現実に農業用水としての八千代町の当初の見込みのヘクタール数からい
きますと、現状においてはどのような数字をもってしてなっているのか。また、今にお
ける10アール当たりのかかりは、各受益者というか、特に基本的には、畑でいけば畑地
帯総合事業に加入している方々がターゲットになっていると思うのですが、その辺の人
たちが10アール当たり、それを入れている場合にはどのくらいの経費がかかっているの
か、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

続いて、3つ目のクライנגルテン八千代について入りたいと思います。クライング
ルテンについては、あの当初、県、国等の都市型交流の中の補助金が1億円を超える金

が、多分50%を超える中で、補助金があるから、使えるからどうだという話に乗って、この事業は進められたのだと思っています。あの当時、私も何度か質問させていただきましたけれども、そして平成17年度から事業が開始されたわけですが、今回のクラインガルテン、間もなく5年目を迎えようとしているわけですが、平成17年、平成18年、平成19年、平成20年で丸4年、今年の春で5年目に入ろうとしているわけですが、そういう中で、このクラインガルテンの利用の権利者というか、八千代町在住である者はだれ一人その権利は持ち得ないわけでありまして、八千代の農業というか、農村地域の暮らしぶりや地域性、農産物を含めた中での体験を八千代町に滞在して生活してもらうのだと。そして、そのために八千代町の中には、いわば滞在型においては20棟のクラインガルテンの建物が貸された。そしてまた、市民農園と称して農地を区画したものが貸された。こういう中でありますけれども、先般の話でもありましたけれども、1区画40万円で建物については貸されていると。また、今回区画については、平米は細かく存じ上げませんが、1区画3,000円で貸された。この貸与している、借りている方々の入居は満杯に埋まっているというふうに聞いていますので、その出身の都道府県といいますと大げさになりますが、できるならば、例えば埼玉県であれば何々市あたりから来ている方が今まで利用して、今回また新たに3月31日をもって出ていかれる方々が、これは最高5年間、本人がいたい、町のほうも、貸し出すのにいろいろな事情をもってしても、依頼してあるところがないから、そのままいいということでありますと、5年間継続ということであるわけですが、その契約の仕方は1年ごとの契約なのか、それともいきなり5年、3年というふうな形になっていくのか、この点をお聞きしたい。

その内容等についてと、収支決算等の中で、町は持ち出さないで、その40万円と3,000円で、すべてふるさと公社が、一つの流れの中で、あるいはまたこちらにあります産業振興課のほうからの金を持ち出さないで運営がなされているのか。私自身が今回気になりましたのは、議案等の中で出ました消費税の問題です。消費税の問題が、平成17年、平成18年、平成19年と、この3カ年において修正申告を余儀なくされた。それをやっていくことによって171万8,400円のお金を納めたというふうに認識しているのですが、納めることになっているのかどうか分かりませんが、171万8,400円が、その中の15万円前後の追徴課税を含めて、延滞税を含めて納めたのだと。その金というものが、どこから出てくることになったのか。そのことによって、今滞在している人たちに対する消費税の部分という、消費税というものは所得申告ではありませんから、あくまでAとい

う会社が、あるいはまたAという商店が、内税、外税ありますけれども、仮に受益者から、あるいはまた買いに来た人から消費税を取ったとすれば、それは預かり金でありますから、税務署は逆にこれを滞在型については2万円、市民農園については150円預かっているものだと、八千代町は。それで、あなた方は、そういうふうに営業してきたのだから、これは国に納めなさいということで、3年間について修正をさせたわけですが、それについて今までにあった、あそこに入所されている方との対応はどうか。

今回の産業振興課長の報告でいきますと、平成19年までの3年間における171万8,400円なのだと、こういう答弁でありますから、平成20年は、あと3月31日まで数日間の間で締められていない、この件についても多分来るのだろうと。では、平成21年度の、私はまだ担当にちゃんと聞いていませんからわかりませんが、新たに出ていかれる方がいるらしいのです、何人かが。また、新たに入所される方がいると。その人たちには、この消費税というものを告知するというか、周知して募集して、あるいはまた入所金をもらったのかももらわないのかわかりませんが、そういうものの現状はどのようになっているのか。この点についてお聞きをしたいと、このように思います。産業振興課長に、霞ヶ浦用水やいろいろな問題が出ていますけれども、簡潔で結構ですから、国とか県とかからあった書類なんか読まなくて結構ですから、それを言われますと時間を食ってしょうがないので、簡潔で結構ですから、そういうことでよろしくお願いをしたい。

以上です。

議長（小島由久君） 企画財政課長。

（企画財政課長 風見好信君登壇）

企画財政課長（風見好信君） それでは、大久保敏夫議員の一般質問にお答えいたします。

平成21年度一般会計予算総額が64億9,800万円でございますが、前年度と比較いたしますと2億1,300万円、3.4%の増となった状況でございますが、ご質問でございます、平成20年度の予算と平成21年度予算の大きな相違点というようなことでございますが、平成21年度予算につきましては、まず歳入から申し上げますと、急激な景気悪化等の影響で、法人町民税を中心に町税におきまして前年度対比3.6%、約8,770万円の減で計上したことが挙げられるところでございます。次に、地方交付税につきましては、「地方雇用創出推進費」の創設に伴いまして、約2,160万円の増額を見込んでいるところでございます。また、町債につきましては、交付税の振りかえ措置としての臨時財政対策債

を5,850万円の増、また国営土地改良事業霞ヶ浦用水（二期）負担金分の繰上償還に伴います一般公共事業債におきましてが1億7,260万円により大幅増となっているところでございます。さらに、繰入金関係でございますが、財源不足への対応といたしまして、財政調整基金から2億5,000万円、前年度と比較いたしまして1億円増で計上した次第でございます。

次に、歳出関係について申し上げますと、歳出増の要因として、まず挙げられるところでございますが、先ほど歳入でも申し上げましたが、国営土地改良事業霞ヶ浦用水（二期）負担金の繰上償還が1億9,178万6,000円を計上したことによるものでございます。また、この繰上償還によりまして、負担金の規定償還と比べまして約8,000万円の負担軽減が図られることによるものでございます。

そのほかでございますが、物件費関係が妊婦健診委託料等の増額によりまして、全体で1.6%の増、扶助費関係でございますが、医療福祉費・保育所運営費委託料等の関係で2.5%の増、公債費におきましては元金償還の増に伴いまして0.9%の増、また繰出金におきましては、国民健康保険・農業集落排水・下水道特別会計への繰り出しの増によりまして8.1%の増が挙げられるところでございます。

なお、人件費につきましては、定員削減等によりまして0.6%の減、補助費におきましては、下妻広域負担金等の減によりまして3.1%の減となっておりますところでございます。

以上が、平成21年度予算の特徴及び前年度と比較いたしました相違点でございます。よろしくお願いいたします。

議長（小島由久君） 産業振興課長。

（産業振興課長 水垣 進君登壇）

産業振興課長（水垣 進君） 13番、大久保敏夫議員の一般質問にお答えします。

まず初めに、霞ヶ浦用水事業について、当事業の当町における状況はということでございます。ご存じのとおり霞ヶ浦用水農業水利事業は、茨城県西南部の13市町で、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、つくば市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、境町を受益地として、安定した水源を霞ヶ浦に求め、1万9,294ヘクタールの農地にかんがい用水を供給するとともに、一部の地域で地盤沈下の要因となっている地下水依存からの脱却を図ることを目的に昭和55年に事業が施行されました。

事業施行の内容としましては、霞ヶ浦の揚水機場から筑波山をトンネルで通過し、鬼

怒川に至るまでの基幹線パイプラインを水資源機構が施工しました。鬼怒川横断から古河市の東山田調整池までの基幹線17キロメートルのほか、総延長211キロの幹線パイプライン、調整池6カ所、揚水機場7カ所などの新設、改修は農林水産省の国営事業で施工し、さらに末端への配水施設は、県営及び団体営事業で施工しました。現在は、事業により造成された施設の管理運営は、国、県、市町の助成を受け、霞ヶ浦用水土地改良区が行っておりますが、平成20年度で国営事業が完了することに伴い、国及び県の助成が得られなくなることから、平成21年度から国営施設の管理については、国補事業である基幹水利施設管理事業を導入する予定としております。

霞ヶ浦用水事業の町の状況については、畑地帯総合整備事業が主な用水事業になります。まず、安静地区県営畑地帯総合整備事業では、平成13年4月から用水の供用開始となっており、総事業費27億2,385万3,000円、施行工期が昭和59年度から平成18年度、受益者412名、総面積183ヘクタールに対して蛇口設置面積が79.9ヘクタールで、設置率は43.7%となっております。用水利用面積についても同様の79.9ヘクタールであり、利用率は100%となっております。事業につきましては、平成18年度で完了となっており、現在は安静畑総維持管理組合が管理、運営をしております。

次に、下結城地区県営畑地帯総合整備事業は、平成18年4月から用水の供給開始となっており、総事業費が25億9,900万円、施行工期が昭和61年度から平成23年度、受益者461名、総面積156ヘクタールに対して蛇口設置面積が27.5ヘクタールで、設置率は17.6%となっております。内訳といたしましては、水口前・平塚工区が15ヘクタール、西部工区が4.7ヘクタール、道六工区が7.8ヘクタールとなっております。用水利用につきましては、平成20年度現在で利用可能なのが水口前・平塚工区のみとなっており、利用面積が7.9ヘクタール、利用率は52.7%となっております。現在西部工区、道六工区の排水機場設置工事を行っており、平成21年度より通水予定となっております。事業の進捗率につきましては、事業費ベースで82%となっており、平成23年度事業完了予定となっております。事業完了後には、安静地区と同様に維持管理組合を設立し、管理、運営をしていただくことになります。

さらに、中結城地区県営畑地帯総合整備事業につきましては、総事業費15億8,800万円、施行工期が平成16年度から平成27年度、受益者141名、総面積が46.7ヘクタールであり、用水事業につきましては、現在八反原工区と西大山工区のみ蛇口設置を行っている状況です。蛇口設置面積は八反原工区が3.78ヘクタール、西大山工区が2.14ヘクタール

ルとなっております。今後菅谷工区、佐野工区に蛇口を設置し、佐野工区に排水機場設置工事を行い、平成27年度に全地域利用可能になる予定であります。事業の進捗率につきましては、事業費ベースで43.9%となっており、平成27年度事業完了予定ということになっております。今後は、霞ヶ浦用水事業による畑地かんがいを利用した生産物の品質の向上と、天候に左右されない、収益性の高い安定した畑作営農への転換、確立を推進し、町の基幹産業である農業のさらなる基盤確立を図ってまいります。

次に、クラインガルテン八千代について、利用者の状況及び運営についてでございます。クラインガルテン八千代につきましては、現在財団法人八千代町ふるさと公社が指定管理者として管理運営に当たっております。日帰り型市民農園につきましては、平成10年度に供用開始され、37区画あり、10名の方が利用しております。滞在型市民農園につきましては、平成16年度に開設し、本年度5年目であります。区画数は20区画で、現在の都道府県別利用者でございますけれども、千葉県が3、東京都が8、埼玉県が5、神奈川県が2、栃木県が1、県内が1、つくば市の方となっており、年代別の利用者内訳でございますけれども、40代が1、50代が6、60代が11、70代が2となっております。また、平成19年度に行ったアンケート調査によれば、1区画平均年間利用日数は109日、年間利用者数は228名となっております。年間利用料は1区画40万円で、20区画の800万円の利用料をいただき、運営に当たっております。

クラインガルテン利用者の主な活動としては、4月に新規の方の顔合わせを兼ねまして入村式、5月、9月、12月にはクラインガルテン内の園路や植栽等共用部分の清掃作業、6月にはグラウンドゴルフ講習会及びコンペを開催、通常11月には収穫祭を開催して、地域住民との交流を図っているところでございます。また、地元との交流については、供用開始以来地元農家の方とクラインガルテン入居者が、農作物の栽培指導等を通じた交流を随時実施してまいりました。今後は、より一層地域との交流の機会を拡充させ、本町における農業の活性化に寄与するよう努めてまいりたいと思います。

そのほか、契約の仕方についてということでございましたけれども、これは1年ごとに契約をしてございます。

それから、消費税関係ですけれども、これは今年の分まで消費税は入居者からはいただいておりますので、ふるさと公社の中から対応するというふうなことでございます。今後の消費税ですけれども、一番初めのクラインガルテンの施設管理条例の一部改正で議決していただきましたので、それまで通知は控えておりましたので、直ちに

利用者に通知を出しまして、消費税が今度入りますと、2万円、あるいは150円高くなりますけれども、そういったところで周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小島由久君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 大久保敏夫議員さんの一般質問にお答えしたいと思います。

担当課長のほうから詳細に説明あったと思うのですが、平成20年度の予算と平成21年度の予算の相違点ということでございますが、平成21年度予算につきましては、交付税等が若干増額を見込んでおりましたが、景気悪化等の影響で、町税の減収は避けられないものと思われまして、したがって、歳出が伸びる中で、財源不足の対応といたしまして、財政調整基金から繰り入れを2億5,000万円を増額した次第であります。また、歳出について申し上げますと、相違点としてまず挙げられますことは、将来の財政負担の軽減を図るため、国営土地改良事業霞ヶ浦用水（二期）負担金の繰上償還を計上したことが挙げられます。

その他につきましては、妊婦健診の14回無料化や各小中学校へのAED設置などの子育て支援関係費及び医療関係費の増額等が挙げられます。

今回の予算は、厳しい財政環境の中で、前年度に引き続き事務事業等の見直しを図るとともに、限られた財源の重点的かつ効率的配分を基本として編成した次第であります。各市町村でも、先ほど申したとおり、町税、市税等の減収がありましたので、どこでも町債、あるいは市債を発行し、さらに財政調整基金からの繰り入れ等があります。そういう関係で、八千代ばかりではなく、茨城県、各県におかれましても、平成21年度予算は苦労した予算編成となっております。

そのほか、霞ヶ浦用水事業につきまして申し上げたいと思います。この事業は、霞ヶ浦、利根川及び鬼怒川より用水を取水し、県西南部の17市町に対する農業用水、水道用水及び工業用水を併せて供給する総合用水事業であります。これを総称して「霞ヶ浦用水事業」となっております。事業は、おおむね順調に推移しております。国営霞ヶ浦用水農業水利事業が本年度で事業完了となり、今後は施設の管理と霞ヶ浦用水の利活用の整備が重要となってくるものと考えております。当町におきましても、霞ヶ浦用水農業水利事業は、用水導入を契機とした地域営農の構造改善を進めることにより、総合的な事業効果の発現を図り、生産性の高い安定した農業生産基盤の確立に寄与するものと考え

えております。

安静地区畑総におきましては、畑地帯基盤整備とともに、かんがい施設を整備することにより、大型ハウス等による施設園芸や、カリフラワーやショウガ等の新規品目導入を進めており、地域の特性を生かした生産性の高い新たな営農体系が確立されております。これに伴い、意欲的な農業後継者も育っております。

下結城地区畑総及び中結城地区畑総においては、現在基盤整備事業とかんがい施設の一体的な整備を行っているところであります。

下結城地区畑総におきましては、基盤整備が完了し、既に霞ヶ浦用水の利用も一部開始されており、地域の特性を生かした生産性の高い新たな農業体系を模索している現状であります。平成23年度に事業完了予定となっておりますので、残された地域の用水事業の早期実現を図ってまいりたいと考えております。

中結城地区畑総におきましては、基盤整備と並行してパイプラインの敷設も行っております。また、ウオータースタンドを設置するなどして霞ヶ浦用水のPRも行っております。用水事業による畑地かんがいを利用した生産物の品質の向上と天候に左右されない収益性の高い安定した畑作営農への転換、確立を推進しているところであります。

今後町といたしましては、首都圏に近い恵まれた立地条件を生かした生鮮食料品の供給基地として、畑かん営農を基軸とした新たな営農体系を確立すべく、関係機関との連絡調整を図り、用水事業のさらなる推進をしてまいる所存でございます。

そのほか、農業用水施設としても吉田用水土地改良区、川西土地改良区でも取水しているところでございます。面積的にも両方で100ヘクタールぐらいは取水しているかと思えます。

そのほか、水道事業につきましても、霞ヶ浦用水を利用しておりますが、八千代では4本井戸を掘っております、そこからも取水していて、霞ヶ浦用水より水道の単価が安いようでございます。上野下水道課長のほうから、施設については後で答弁させます。

そのほか、クラインガルテンにつきましては課長からありましたが、クラインガルテン八千代についても平成16年に供用開始し、本年で5年目となり、本町の都市農村交流の拠点として整備されたものであり、それにかんがみ、今後も大切に運営していきたいと考えております。交流事業を充実させ、本町の活性化に寄与するよう配慮してまいりたいと考えております。

そのほか、消費税等については、私もうかつでございましたが、クラインガルテンの

利用税、今度42万円ということで、貸し農園は3,150円ということで、貸し農園の利用にも、またふるさと公社の町からの委託費にも消費税はかかってくるようでございます。それは先ほど水垣課長が申したとおり、ふるさと公社のほうで処理し、今後は消費税の対象となるということで認識し、そういう施策でやっていきたいと考えております。

以上であります。

議長（小島由久君） 産業振興課長のほうから答弁漏れがあるということなので、産業振興課長のほうから答弁をお願いします。

（産業振興課長 水垣 進君登壇）

産業振興課長（水垣 進君） 答弁漏れでございますけれども、霞ヶ浦用水の土地改良区の賦課金でございますけれども、畑が10アール当たり3,100円、田んぼが10アール当たり3,900円でございます。

議長（小島由久君） 答弁者の名前は載っていないのですが、町長のほうから上下水道課長の名前を言いましたので……

（何事か発言する者あり）

議長（小島由久君） では、再質問ありますか。

13番、大久保敏夫君。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） 残り時間が16分と書いてありますので、返事まで待っていると再質問にならないおそれが、執行部のほうでああだのこうだのしゃべられているうちに終わってしまうのではないかと、こういうふうに思いますので、若干結論を見て、私のほうで再質問させていただきたいと思います。

去年と今年的一般会計の中で大きな款項と、そして節も含めた中で私が気になっていたのは、先ほども出ました霞ヶ浦用水の部分について、町で1億円を持ち出した中で、いわばその差額が、相当な金額が出てきたわけです。そういう中で、先ほど担当からありましたように事業の終えんを迎える形で、いわば2年度分の繰上償還によって、1億9,000万円やることによって8,000万円ぐらい得するのだと、そういうふうな理由づけのようでございますから、この点については、なぜ霞ヶ浦用水事業の部分についてが、1億円を超えるお金が突出したのかわかりましたので、それについては自分なりに納得をしたわけですが、もう一つは、大きな類似点の中で、総トータルではなくて、単なる項目の中で、委託料の数字論の中で、いわば産業振興課が、どういうふうなヒアリング等

がなされているのかわかりませんが、数字的にいきますと1,112万1,000円、昨年度より予算を、ふるさと公社への4項目における中での委託金を増額させている。そうすると、今回の問題で、先般の9月の補正で2,500万円入れて、なおかつまた今回地域活性型の金を用意して、議員さん方、あした採決ということでございますけれども、1,700万円入れて、4,200万円、ここにぶち込むと。

それで、なおかつ今度この項目の中に、ではなぜ今年に限って、ここにいわば公益事務委託料というものを存在させてきたか、810万6,000円を上げてきているわけですね。そうすると、先日、私も総務常任委員会等でも言ったのですが、委託料としてふるさと公社に2,500万円丸投げして、今回の地域活性型の予算においては、いわば1,790万円は町における産業振興課で管理監督するのだと。今回この中において、私が一番頭にあります農産加工施設の管理委託料、この前出ましたけれども、みそを22回つくったとか、キムチを2回やったとか、光熱費が150万円もかかって、なおかつ職員3カ月分で128万円という根拠はどこにあるのか。こういうものを企画財政課が積算の基礎のときに、これらの部分のちゃんと説明を受けて、いわば一般会計に持ち出したり、農産加工の三百数十万のお金と810万6,000円の公益事務事業委託料というものの存在を認めて、財政厳しき折といいながら1,112万1,000円の、今回この委託料だけで大幅増させた。私は、このところに今回の予算の中で、私は違うところに、八千代町ではボランティア性の強い活動をしている人がいるわけでありまして、町の執行部の、64億円を超える金は町民へのサービス、地域へのサービス、各種団体の活動、それは子供であり、老人であり、先ほど来ていた、いろいろな団体の補助金等の中で、いつも言いますが、3,000円、5,000円を削る、削らないという話の中になって、なおかつこのような、いわば指定管理者制度の中に取り込まれたところへ手を出せば、一般会計の金がそこへ流れていくと。そのことを私は今回この予算の中で強く感じたものでありますから、この1,112万1,000円の委託料の関係を企画財政課としてはどのような形でヒアリングのときに説明を受けて、この予算計上を認めたのかどうか、それだけお聞きをしたい。

霞ヶ浦用水事業については、時間がなくなってきましたけれども、先ほども出しましたけれども、私当時からも、昔から言われていることは、畑総の裏に霞ヶ浦用水事業ありきだと。だから、畑総はやらないのだと、そういう時代があったわけですが、しかし安静畑総、下結城畑総、中結城畑総と来ているわけですが、安静畑総が43.7%の加入率、畑総をやっている人も蛇口をつける人は43.7%だと。下結城畑総は17.6%なのだと。そこ

にあるのは何だといったら、先ほど出た、畑には1年間3,100円のいわば会費を取られると、水の権利金を取られる。水田については3,900円取られると。そのことに対する嫌悪感があるわけでありますから、その辺が私は大きな理由であろうと思いますけれども、どのような形で、これらを解消しながらやっていくことが一番いいのか、担当課長でも結構ですし、町長からでも結構ですが、もう少し加入率というものを上げる方法を町としても、霞ヶ浦用水だけの話ではなくて、私は一般会計等の中で何らかの形をつくり上げて、場合によっては補助するぐらいな形でやっていかないと、霞ヶ浦から筑波山を上ってきた水が、なかなか意味をなしてこないのではないかと、こう思うのでありますので、その辺について1点だけお聞きをしたい。

クライנגアルテン八千代については、年間40万円で借りている、このクライングアルテンの部分について、いわば消費税の問題については、過去4年間の分については不問に付すのだと。税務署は過去3年前についてさかのぼって19、18、17と課税していないわけですが、この部分について、ふるさと公社の中にあって、ふるさと公社関連の中でよく考えておいていただきたいのは、税務署が171万8,400円くろというときは、どこから銭払うのだと。その銭はどこから出すのかわからないけれども、それはあるのだと。畳を入れかえることや冷暖房機を直すときは銭がないから一般会計からやるのだと。徴収できないから、いなくなってしまう者はしょうがあるめえということでありますけれども、この辺についても、現場にいる人間に相当な勉強をしてもらわないと、いや、消費税まで考えていなかったから、この銭は後でくろと。では、産業振興課長に、この171万8,400円の金はどこから出すのか、それだけお聞きをしたい。時間がないませんので、あと6分でお願したい。

以上です。

議長（小島由久君） 企画財政課長。

（企画財政課長 風見好信君登壇）

企画財政課長（風見好信君） 大久保敏夫議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと公社関係の委託料関係でございますが、これにつきましては、過日の予算ヒアリングにおきまして、担当課のほうから説明を受けまして、その上決定したことでございます。よろしくお願いします。

議長（小島由久君） 産業振興課長。

（産業振興課長 水垣 進君登壇）

産業振興課長（水垣 進君） 消費税の問題につきましては、ふるさと公社の予算の中で対応してまいります。並びに顧問税理士ともよく相談しまして、消費税の問題については対応していくよう指導してまいります。

議長（小島由久君） 最後に再々質問ありますか。

13番（大久保敏夫君） ありません。

議長（小島由久君） 以上で13番、大久保敏夫君の質問を終わります。

以上で、本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問を終わります。

議長（小島由久君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次会は、あす午後3時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時42分）